

## 薩摩川内市ネーミングライツパートナー募集要項

この募集要項は、以下の市有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を付与する法人等（ネーミングライツパートナー。以下「パートナー」という。）の募集と決定に関し、ネーミングライツ事業実施要綱（令和7年薩摩川内市告示第631号。以下「実施要綱」という。）に掲げるもののほか、必要な事項を定めたものです。

### 1 対象施設

#### (1) 施設名 薩摩川内市寺山いこいの広場

※ 施設の概要は、別紙『ネーミングライツパートナー募集対象施設調書』をご覧ください。

#### (2) 所在地 薩摩川内市天辰町2453番地17

### 2 申込資格

申込みできる法人等は、令和7年11月1日現在、日本国に本社を有する事業者等でパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体であることとします。ただし、実施要綱第5条に掲げる業種又は法人等は申込みできないものとします。

#### 実施要綱第5条

（規制する業種又は法人等）

第5条 次に掲げる業種は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種
  - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
  - (3) ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
  - (4) たばこ製造に関する業種
  - (5) 占い及び運勢判断に関する業種
  - (6) 興信所、探偵事務所等
  - (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に類する業種
  - (8) 政治団体又は宗教団体
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した業種
- 2 次に掲げる法人等は、ネーミングライツパートナーとなることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている法人等
  - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の法人等
  - (3) 国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にあるものが役員を務める法人等
  - (4) 申込書類の提出時点で、国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている法人等
  - (5) 申込書類の提出時点で、市税等を滞納している法人等
  - (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人等

### 3 申込条件

#### (1) 愛称の条件

ア ネーミングライツの愛称は、一般的な呼称として用いられるもので、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。なお、公共施設の観点から、実施要綱第7条第1項に掲げる内容を含まないものとしてください。

#### 実施要綱第7条第1項

(愛称の条件)

第7条 愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張、意見広告、個人的宣伝、名刺広告その他これらに類するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、愛称として使用することが不適当であると市長が認めたもの

イ 法令等で保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は申込者が負うことになります。

ウ 募集する名称は愛称であり、条例で定めている名称の変更は行いません。なお、行事等の都合により、一時的に条例上の名称を使用する可能性があります。

エ 利用者の混乱を避けるため、愛称使用（契約）期間中の愛称変更はできません。

オ 愛称が定着するまで（おおむね1年間）は、広報紙等の印刷物には現行の名称を併記します。

カ 愛称に地名を入れる場合は、所在地の名称（例：「寺山」、「てらやま」、「川内」、「せんだい」など）としてください。（必ずしも地名を入れる必要はありません。）

キ 募集する施設は公園です。施設の種別が判別できるように配慮したものとしてください。例：公園…公園、遊園、広場、パークなど

#### (2) 愛称使用の期間

愛称使用期間は、5年以上10年以内で提案してください。

愛称使用開始は、『令和8年7月1日』を予定します。諸般の事情で7月1日使用開始できないときは、8月1日以降、1月ごとに繰り延べることになります。

期間の末日は、『3月31日』としてください。

最短の場合：令和8年7月1日～令和14年3月31日（5年9か月）

最長の場合：令和8年7月1日～令和18年3月31日（9年9か月）

#### (3) 愛称使用に伴う費用負担

ア 命名権（ネーミングライツ）料

希望額：年額1,000千円以上（消費税及び地方消費税含む。）

\*希望額以上で提案してください。希望額に満たない提案は欠格となりますので注意してください。

※初年度が1年に満たない場合も申込書には「年額」を記載してください。

※初年度が1年に満たない場合の実際の納入額は、月割（千円未満切り捨て）で算定した額とします。

※契約期間中に消費税率の改定があったときは、改定を加味した変更契約を締結することになります。

#### イ 施設等への愛称表示（案内板等の書換え、新規設置）

施設内の銘板、敷地内外の案内板、敷地外の道路案内標識のほか、施設パンフレットや市ホームページの書換えの負担は次のとおりとします。

なお、パートナーが設置・変更した案内板等により第三者に損害を与えた場合は、パートナーが負担を負うものとします。

区分	負担	備考
施設内外の表示板・案内板書換え	パートナー	必須（施工を含む。）
敷地内外の施設固有の表示板・案内板書換え	パートナー	必須（施工を含む。）
敷地外道路案内標識の書換え	パートナー	任意（施工を含む。）
敷地内外の案内板等の新規設置	パートナー	任意（施工を含む。）
市ホームページ（施設紹介ページ）	市	指定管理者等開設分を含む
施設案内パンフレット	市	改定や増刷のタイミング

※表示板・案内板等の情報は、別紙『ネーミングライツパートナー募集対象施設調書』を参照してください。

※書換えについては、パネル全体を付け替える、又は、部分的にシールを貼るなど、表示板・案内板ごとに仕様を指定しています。詳しくは別紙『ネーミングライツパートナー募集対象施設調書』をもとに、現地で現物を確認してください。なお、シールを貼る場合は、原則として、カッティングシート切り文字とし、これによりづらいときは、文字デザインや色合いを現行と同様にしたシール貼付けとください。

※表示板・案内板等を期間満了後の元に戻す作業についても、同様にパートナーの負担とします。

※敷地外に案内板等を新規設置する場合は、パートナーの負担による施工となります。なお、道路法（昭和27年法律第180号）、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）を踏まえ、市や鹿児島県、国土交通省との事前協議を要する場合があります。

※施設案内パンフレットの書換えについては、残部数を踏まえた通常更新時期のタイミングを前提としますが、パートナーがネーミングライツ開始と同時に書換えを希望する場合は、パートナー負担で可能とします。

## 4 申込方法

### （1）申込期間と申込方法

#### ア 申込期間

令和7年12月1日（月）から令和8年2月27日（金） 17時まで

イ 申込方法

直接持参又は郵送により提出してください。

提出先 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市役所 都市整備課公園緑地グループ (本庁舎3階)

※直接持参の場合は、土日、祝日を除く9時から17時までとします。

※郵送の場合は必着とします。

(2) 提出書類と部数

以下の書類を正本1部、副本8部提出してください。

ア 申込書 (様式第1号) ※実施要綱書式

イ 誓約・同意書 (様式第2号) ※実施要綱書式

ウ 法人等の概要を記載した書類 (任意様式) ※会社案内などのパンフレット等

エ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

オ 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※申込日の3か月以内のもの

※登記義務がない場合、公的機関が発行した代表者や所在が分かる書類

カ 役員名簿 (様式第3号) ※実施要綱書式

キ 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書)、事業報告書又はこれらに類する書類

ク 市税等の滞納がないことを証する書類

※薩摩川内市に納税義務があり、ネーミングライツ事業申込書に税情報の閲覧同意があれば、提出は不要です。

ケ 委任状 ※複数の法人等がグループで申し込む場合に限る。

(3) 質問の受付

ア 質問方法

任意様式の質問票により、以下のアドレス宛に電子メールでお願いします。

(質問メールアドレス) koen@city.satsumasendai.lg.jp

[都市整備課公園緑地グループ]

※質問の際には、法人名、部署、担当者名を明記してください。

※電話での質問は受け付けておりません。

※申込期間中及び締切後であっても、申込の有無、他申込者の申込内容等の問合せについては、お答えすることはできません。

イ 質問受付期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月16日(金) 17時まで

ウ 回答方法

電子メールで直接回答します。

なお、質問内容により、全体に周知すべき事項が発生した場合や募集要項に補足する必要がある場合は、質問した事業者等が特定できない形で随時ホームページに掲載します。

(4) 留意事項

ア 申込期間を過ぎての書類等の変更、差し替えや再提出はできません。

イ 提出された書類等は返却しません。

- ウ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- エ 提出された書類等は、審査以外で使用しないこととします。ただし、審査の過程において、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲を限定して提示することができます。なお、情報公開請求があった場合は、薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）に基づいて公開することができます。
- オ 書類等を提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- カ 申込みに関し必要な費用は申込者の負担とします。

## 5 優先候補者の選定・契約

### (1) 審査

審査会において、申込内容を審査し、ネーミングライツ契約について、市と優先的に交渉できる法人等（以下「優先候補者」という。）の選定を行います。なお、審査会は、非公開で行います。

選定過程において、申込者のヒアリングを実施させていただく場合があります。

### (2) 審査項目と配点

審査会においては、次の審査項目により採点します。

審査項目	審査内容	配点
ネーミングライツ料	提案額の優位性、妥当性	30点
契約期間	提案期間の妥当性	15点
愛称	呼びやすさ、親しみやすさ、施設のイメージや設置目的との整合等	25点
アピールポイント	ネーミングライツによる施設の魅力向上や市への貢献など	15点
経営状況	経営の安定性	5点
地域性	申込法人等の市内拠点の有無	10点
合 計		100点

### (3) 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は欠格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に不備がある場合
- ウ 申込条件に違反している場合
- エ 提案のあったネーミングライツ料（年額）が市の希望額に満たない場合
- オ その他不正行為があった場合

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、申込みのあった全ての法人等に文書で通知します。

### (5) 契約前協議

市と優先候補者は、契約締結に向けた確認や協議を行います。

指定管理施設の場合、必要に応じて指定管理者が協議に同席することができます。

### (6) ネーミングライツ契約

別に定めるネーミングライツ契約を締結します。

## 6 愛称使用の周知

### (1) 愛称の周知と情報提供

市は愛称周知のため、パートナーと契約した後に、パートナー、愛称、契約期間、ネーミングライツ料、その他の情報等について、広報紙やホームページで公表するとともに、報道機関に情報提供します。

### (2) 一定期間の正式名称併記

契約期間においては、愛称を積極的に使用することとしますが、市民の混乱を避けるために、特に広報紙等の印刷物については、おおむね1年間は愛称のあとに正式名称を併記することとします。『愛称（正式名称）』

### (3) 愛称使用の一時中止の取扱い

愛称使用中にあって、冠大会等を開催する場合で、スポンサーの申入れが相当と認められるときは、パートナーとの事前協議により、一時的に愛称使用を中止し、正式名称を使用することがあります。この場合、表示板等の正式名称への書換えは求めません。

## 7 命名権（ネーミングライツ）料の納入

ネーミングライツ料は、原則として当該年度分を一括して年度当初に納入していただきます。

## 8 契約の解除

### (1) 契約締結後にパートナーが次の事項に該当した場合は、市は実施要綱第14条第1項の規定により、契約を解除できるものとします。

#### 実施要綱第14条第1項

（契約の解除）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、市長は、当該契約を解除されたネーミングライツパートナー（以下「解約者」という。）に対し、ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーに、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させる行為があったとき。
- (3) ネーミングライツパートナーについて、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき。
- (4) ネーミングライツパートナーが法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) ネーミングライツパートナーが第5条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (7) ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

### (2) 契約を解除したときは、市に既に納入されたネーミングライツ料は、契約を解除されたパートナー（以下「解約者」という。）に返還しないものとし、案内板等の原状回復に要する費用は、解約者の負担とします。

また、契約解除に際し、契約に定める違約金の納入を求める。

## 9 契約の更新

パートナー（解約者は除く。）は、契約期間が満了する8か月前までに、契約を更新する意思表示をすることで、次回の当該施設のネーミングライツに関し、優先的に交渉できるものとします。

なお、契約を更新する場合、以下を条件とし、審査会での審査を必要とします。

- (1) ネーミングライツ料 初回に締結したネーミングライツ料（消費税及び地方消費税含む。）の8割以上の提案に限ります。
- (2) 契約期間 3年以上10年以下で提案してください。
- (3) 愛称 初回に命名した愛称を変更することができます。なお、愛称を変更することで、案内板・表示板等の変更が生じる場合は、パートナー負担となります。
- (4) その他、初回の募集要項に準ずることとし、疑義がある場合は、市とパートナーと協議して決定します。

## 10 その他

本要項に定めのない事項の取扱いについては、別途協議させていただきます。

### ネーミングライツスケジュール

7年12月	市ホームページ、市広報紙による募集	
12月	申込受付	令和7年12月 1日(月)
8年 2月		令和8年 2月 27日(金) 17時必着
	(質問受付：令和7年12月1日(月)から令和8年1月16日(金)17時までEメール)	
3月	審査会	
3月	結果通知送付	
4月	契約前協議	
5月	契約締結	
5月	愛称使用開始の周知（広報紙、HP）	
6月	表示板・案内板書換え ※愛称使用開始後おおむね1か月の間に完了してください。	
7月	ネーミングライツによる愛称使用開始	令和8年7月1日(水)から

ネーミングライツパートナー募集対象施設調書

R 7 -No. 6

施設名称	薩摩川内市寺山いこいの広場
所在地	薩摩川内市天辰町2453番地17
施設所管課	都市整備課
施設の概要	【施設構成】 レストハウス、ゴーカート場、動物広場、フラワーガーデン、花木園、園路
	【敷地面積】 68,000 m <sup>2</sup>
	【管理形態】 指定管理 (公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社)
特　　徴	薩摩川内市の寺山にある公園施設です。標高 247m の高台に位置し、広い敷地内に「レストハウス」「ゴーカート場」「動物広場」「運動広場」「フラワーガーデン」などの複数の施設が集まっています。また、公園付近には、「せんだい宇宙館」及び「少年自然の家」が隣接しています。眼下には雄大な川内川が流れ、遙か彼方に東シナ海に浮かぶ甑島が見渡せます。公園内は桜の名所でもあり、年間を通じて市民の憩いの場として親しまれています。
付近見取り図	
表示板等 《施設内外》	なし
表示板等 《敷地内》 *カッコ付き数字は 画像の番号に対応 する。	<p>(1)第1駐車場 (北側) 1基 サイズ : 900*1500 材質等 : プラスチック樹脂製 <u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場花木園案内図』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(2)第1駐車場 (南側) 1基 サイズ : 900*1800 材質等 : プラスチック樹脂製 <u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場案内図』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(3)レストハウス (南側) 1基 サイズ : 400*1100 材質等 : アルミ製</p>

	<p><u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場からつながる』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(4)第2駐車場(西側) 1基 サイズ: 900*1800 材質等: アルミ製</p> <p><u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場案内図』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(5)第2駐車場(東側) 1基 サイズ: 900*1800 材質等: アルミ製</p> <p><u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(6)第2駐車場(東側) 1基 サイズ: 1000*1700 材質等: プラスチック樹脂</p> <p><u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(7)第3駐車場(西側) 1基 サイズ: 500*800 材質等: アルミ製</p> <p><u>※書換えの仕様:『大自然と遊ぼう寺山いこいの広場』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(8)ホニ一小屋(柵) 1基 サイズ: 450*900 材質等: アルミ製</p> <p><u>※書換えの仕様:『寺山いこいの広場』部分の上からシール貼付け</u></p> <p>(9)休憩所(うさぎ小屋横) 1基 サイズ: 250*1300 材質等: 木製</p> <p><u>※書換えの仕様:木板を取り外し、木板もしくは塩ビ板で取換え</u></p>
案内板等《敷地外》	なし
道路案内標識 《敷地外》	市道隈之城高城線 3基 (①②③) 県道山崎川内線 2基 (④⑤) 都市計画道路碇山通線 1基 (⑥) 都市計画道路永利天辰線 1基 (⑦) 市道永利天辰線 1基 (⑧) 国道267号 2基 (⑨⑩)

	国道 3 号 1 基 (11) 主要地方道川内加治木線 1 基 (12) 主要地方道川内祁答院線 1 基 (13) 市道平佐吉野山線 4 基 (14)(15)(16)(17) ※丸付き数字は、道路案内標識位置図に対応する。
--	---

※表示板等「施設内外」・「敷地内」、案内板等「敷地外」の表示変更（書換え）はパートナーの必須（負担と作業）となります。

※道路案内標識「敷地外」の変更（書換え）は、パートナーの任意となります。

※新たに案内板等を設置したい場合は、契約前協議においてお知らせください。

[画像]



## 寺山いこいの広場 道路案内標識 位置図

路線	位置
① 市道隈之城富城線	平佐町
② 市道隈之城富城線	平佐町
③ 市道隈之城富城線	平佐町
④ 県道山崎川内線	天辰町
⑤ 県道山崎川内線	天辰町
⑥ 都市計画道路猿山通線	天辰町
⑦ 都市計画道路永利天辰線	天辰町
⑧ 市道永利天辰線	天辰町
⑨ 国道267号	国分寺町
⑩ 国道267号	国分寺町
⑪ 国道3号	向田町
⑫ 主要地方道川内加治木線	平佐町
⑬ 主要地方道川内祁答院線	永利町
⑭ 市道平佐吉野山線	天辰町
⑮ 市道平佐吉野山線	永利町
⑯ 市道平佐吉野山線	永利町
⑰ 市道平佐吉野山線	永利町

